

## 第2セッション第1報告

### 留学生に対する英語による日本法教育 －刑事法を中心に－

京都大学：高山 佳奈子

<高山>

京都大学の高山でございます。私のほうもパワーポイントとかコンピュータとか準備してなくて、この3ページのレジюмеだけで発表をさせていただきます。後の櫻田先生の資料が膨大なので、なるべく短い時間で終えたいと思っております。

私の専門は刑法でございます、特に国際法の先生方に混じって、すこし違う視点からのご報告ということになります。

今日、お話しいたしますのは、名古屋大学の大学院におきまして、私が英語で行っている授業の話が中心になります。自分自身の経験といたしましては、京都大学での英語の教育というものもあるのですが、そちらのほうは、全学部に通ずる交換留学生の人達を対象とする一般教養的な授業でございます、世界各国の大学から1年間だけ京大に来ていて、英語の教育を受けるという国際プログラムがありまして、ここの一科目2単位、半期の科目としまして、日本の法と政治というような概要をオムニバス講義でやっているという授業でございます。これは、通常は法学系の教員2名と政治学系の教員1名で2単位を3人で担当していて、非常に基礎的な内容を扱っておりますので、今日のお話では立ち入ったご報告はさせていただかないということにしたいと思います。

主たる話のほうは、名古屋大学のほうの経験でございます、2005年度から毎年担当させていただいている授業がありまして、6回ぐらいやっているのですが、名古屋大学には、アジアからの留学生を迎えて、英語の特別のコースが開かれているという制度がありまして、国際法政コースというもので、これのプログラムで来ているアジア各国の留学生の人達で、私が開いている比較刑法の授業に参加して下さっている方々というのは、主に修士課程の留学生の方で、地元、自分の出身国で既に法学部を卒業していて、各国で裁判官とか検察官やその他の官僚、大学教員やその他の法律家という地位を既に持っている法律家の方々に、20～30代の方が中心となります。大学院レベルですので、既に本国では実務家としての経験も積んでいる方も多くということで、基礎的な知識が十分にありまして、しかも学習能力も大変高いところが特徴でございます。以前に私が参加しておりますグローバル化と法の学術会議の分科会では、吾郷先生から九州大学での取り組みについてご説明をいただいたことがあるんですけども、九州大学では、国際法とかビジネス、私法の分野の科目が多く設置されているということだったと思いますが、名古屋のほうは、国に帰って法制度を作っていくような人達が多く留学生として参加されておりますことから、公法の科目もそれなりに多く設置されておまして、私が担当させていただいているのは刑法ということになっております。修士、博士前期の課程の方が中心で、一部は博士

後期課程の方も参加していらっしゃいます。

今まで6年間やりました中では、本当にいろいろな国の方々が来ていまして、そこに書いて、すこし記憶があやふやで、他にあったり、この国からは来ていないだろうというのが、もしかしてあるかもしれないのですが、アジアが中心で、名古屋大学は、日本で英語による留学生教育を大学院レベルで実施しております他、日本法教育センターというものを設置して、日本語での日本法教育をウズベキスタン、カンボジア、ベトナム、モンゴルの拠点において行っておられます。従いまして、この4か国からの名古屋大学への留学生の方が一番人数的には多くなっていると思います。

比較法の科目については、刑法だけではなくて、他の科目においても行われていることなのですが、実は、私自身は、刑法実体法が専門ですので、留学していたのは、ドイツのケルン大学のみでございます。英語圏への在住経験はないので、英語が下手なのですが、別に英語を教える授業ではないので、下手ながら日本法について、英語で教育をさせていただいています。

授業内容は、本当に私の個人的な経験でお恥ずかしいのですが、刑法の比較法ということで、名古屋大学で行いました10年の例として、ちょっと簡単に出させていただいています。私法とか、国際公法とか、そういう分野ですと、非常に英語で書かれた資料などもたくさん出ている、インターネットでもたくさん入手できるかと思うのですが、日本の刑法を教えるという時に、日本語が必ずしもできない留学生の方達に提供できる資料で、新しい、正確な情報を載せているものというのは、あまり多くありません。私が個人的に集めたり、比較的最近に出版された本のコピーなどを集めて教材にしたものをお配りしています。教科書も、これも適宜、年によって使っている本は違うのですが、2ページ目の黒丸のところ挙げさせていただいたような文献が中心ですね。教科書としては、小田博先生の **Japanese Law** の第3版というのが比較的新しいのですけれども、必ずしも刑法について詳しく書いてあるわけではありませんので、その後の法改正とか最近の動きなどについては、これでは不十分で、もっと補充する必要があります。

それから、インターネットの **Web** サイトでも、公的なページの中に情報がだんだん増えてきておりますので、役に立つ **Web** サイトといたしましては、**UNAFEI** (国連アジア極東犯罪防止研究所) の日本の司法制度についての英語での説明、これは実質的に作っているのは、この **UNAFEI** で働いていらっしゃる方々というのは、検察官なんですね。法務省の方がこちらに先生として勤めていらして、ここでも必ずしも英語圏に長く滞在された方々が教官をやっているわけじゃなく、いろいろでございます。それから最高裁判所の **Web** サイトにも、日本の司法制度の英語での解説、それから最近では、主要な判例、最高裁の判例が、英文に訳されて載っている。全部ではありませんけれども、だんだん増えてきているというのが注目される情報の増加部分でございます。

それから日本法令外国語訳データ・ベースシステム。これも主な法令が全部できているわけではないのですが、だんだん増えてきています。それから、問題分野別に英語での資

料が提供されているものとして、警察庁、法務省、外務省といった政府の Web サイトとか、あるいは民間ですと日弁連などのページ、それから少し古くなりますけれども、司法制度改革審議会の英文サイトなどがございます。これらを使いまして、2 単位分の授業として、その次のスケジュールというところに書いたような内容で授業を行っています。

最初、これは 10 までしか書いていないのですが、これを 4 日間でやっているというふうになっていて、最初に授業の目的や予定を説明しながら、自己紹介をしてもらって、一番下の進め方というところにも書いてあるのですが、毎年参加してくれる学生さんの数が 10 数名なので、それぞれの人達が、何を修士論文で研究しようとしているのかとか、刑事法の専門の方がどのぐらいいるか、他の専門の人は何のぐらいいるかというようなことを知るために、出身国とか、本国での職業は何なのか、研究テーマは何かということも含めて、かなり詳しい自己紹介をしていただく中で、少しそういう比較法的な問題関心の話もさせていただいています。

それから非常に一般論、比較法の授業ですので、英米法系とか、大陸法系とか、旧ソ連・ソビエト法の影響が強い国々とか、イスラム圏とか、いろいろな法文化、法系の違いなどということについて、簡単にご紹介しました後で、日本の刑事制度の紹介をしています。本来、私は刑法、実体法の専門なので、その話を簡単にすればいいかなというふうに思って、最初、授業に臨んでいたのですが、参加する学生さん達は、本国で法律実務家だったり、官僚だったりしていますので、刑事手続に関する関心が大変高い方ばかりでして、実体法の話をしよと思うても、すぐ手続法の質問ばかり来るものですから、もう始めに手続法の話をすることにしまして、刑事制度の歴史、それから手続法の話の先にさせていただいて、最近の制度改革などについても説明しています。この辺りに、参加学生の関心が非常に高いのは、やはり刑訴の制度をいろいろ本国でこれから整えていこうという段階の国々が多いので、国に帰ったらこういうふうな制度を新しくやりたいとか、こういう法政策をやりたいというような気持ちを強く持っておられる方が多いということで、かなり刑事手続法に、私自身が専門でないにもかかわらず重点を置いて授業をしています。

その後で、刑法、実体法の話をやっけていまして、ここでは、犯罪論の体系の話もそれなりに興味深いところでもありますけれども、個別問題としまして、実際に参加学生さん達が本国で取り組んでいる課題、汚職とか少年法を作るとか、そういう話を含めまして、それから文化的な背景によって、刑事規制をどの程度及ぼす、どのように制度設計をするのか。そういう問題を取り上げて考えて行きます。

最終日に、学生さんにも発表してもらっていて、これは、国籍別にグループを編成しまして、年によって何カ国の人に参加するかというのは違うんですが、刑事制度に関するものであれば何でもいいので発表しろということで、かなり皆さん、立派な発表をして下さっています。そして残りの時間で、ここで初めて国際刑事法の話が出てくるんですが、国際化等に対する将来への対応という話と、それから相互討論をしてまとめるという形になっております。

以上がほしい授業の内容ですが、最後に感想と課題だと思っている点を述べて終わりたいと思います。

授業をやっている側としましては、大変教える側も得るものが多いとっていて、各国でどのような法制度があつて、これからどういうことを彼らがやろうとしているのかというのを知ることができるというのも、非常に勉強になりまして、これは、日本にとつても良い面があるわけですね。とりわけ、アジアの諸国との関係は強いわけですから、グローバル化時代においては、刑事法の制度であつても、やはり各国、特にアジアの国々との協力は不可欠になっていくわけですし、相手の国がどういうふうな制度を持つていて、これからどういう方向に進んでいくのかということを知るのは、日本にとつても大変有意義なことでもあります。そして、非常に参加して下さっている学生さんのレベルが高いというのは、これはひとえに名古屋大学のスタッフの多大なる尽力で、良い学生さんを現地で宣伝して集めて下さっているということによるのだらうと思います。

これが良い制度だと思つたのですけれども、本当に維持していくのは大変なのではないかと、部外者ですけれどもそう思います。これを拡大、維持していくためには、名古屋大学の先生方だけでやっていたのでは、本当に苦しすぎるので、ある程度、地域的に近い各大学、色んな大学の人達でサポートしていくという、もうちょっと広がりのある地域的な体制というのが、これから必要なのではないかとと思っています。

それから問題点というか、ないものねだりの点もあるのですが、その名古屋大の留学生の人達は、日本語で日本法を勉強している人達ではないので、日本語能力が必ずしも十分ではなく、日本で刑法についての比較研究をしようと思つると、どうしても調べることのできる資料に限界があります。さっきの名古屋大の海外拠点での教育、日本語による教育のほうには、名古屋大学の法科大学院出身の方も参加しておられるということですが、日本で英語で研究をしようと思つると、オフィシャルな資料であつても、今よりもっと英語で公表されているものが増えることが望まれるわけです。例えば、法令の英訳とか、最高裁の主な判例の英訳というのは、進んでいて良い点なのですが、少年法の英訳がいつまで経つても出来てこないとか、そういう困る面もあつたりして、もうちょっとそういうところに公的なお金を振り向けて、情報発信というのを日本ができるようになるというふうに思つております。

それから最後に、今日は、日本人の学生を教育して、グローバル化時代に対応できるような法律家、国際的な視点を持った学生を育てようというところが大きな課題としてあると思うんですね。この話は、他の先生方もされることと思いますが、非常に残念なのが、日本人学生にも実はこういう英語教育の授業に参加していただいて、各国の学生と英語で議論できる練習をして欲しいとと思っています。これは京大でも名古屋大でもそうなんですけど、京大のほうは、少数、他学部の日本人学生さんも取つて下さっている場合もあるんですけど、名古屋のほうは、日本人の院生にも是非、参加して欲しい授業なんですけれども、院生がいないんです。それでちょっとこの後、このシンポジウムの後、3月16日の

シンポジウムの話とも関係あるんですけども、こういう英語で刑法について、刑事制度について各国の院生の人達と勉強し合うというような機会が、日本人の学生にとってはないので、これも本当に、そもそも日本人院生の確保が困難になっているということと、それから、大学の壁がどうしてもあるために、どこの大学からでも参加できるというふうな制度にはなっていませんので、事実的な制約があるなと思うわけです。

もうちょっと関心を持つ学生を増やすということも必要なのではないかと考えています。今のところやはり、司法試験とも関連いたしまして、国際関係法を勉強するロー・スクールの学生さんの数も必ずしも多くないというふうに伺っています。国際法、特に刑事に関する国際法を勉強しようというふうに、始めから思っている方というのは、本当に少なく、京大でも、模擬裁判などに参加している国際法学会などの学生さんは、関心があるわけですけども、そういうごく少数の例外を除くと、なかなか関心を持ってもらえていない。刑法の授業でも、国際化については、あまり時間をとって勉強させることができないという制約がありますので、なるべくできれば学部の刑法の授業、刑事訴訟法の授業の中でも、本当は、ある程度の時間を割いて、国際化への対応について、国内の実定法学の解釈論を専門とする教員達のほうから、積極的に説明して学生の関心を関与することから必要なのではないかなと考えています。

以上で終わらせていただきます。